

大臣官房統計情報部
人口動態・保健統計課 月報調整係
(担当・内線) 課長 安部 (7461)
課長補佐 神保 (7475)
担当係 (7476)
(電話代表) 03(5253)1111
(F A X) 03(3595)1670

平成20年 人口動態統計月報年計(概数)の概況

目次

	頁
調査の概要	1
結果の概要	
1 結果の要約	2
2 出生	
(1) 出生数	4
(2) 合計特殊出生率	6
3 死亡	
(1) 死亡数・死亡率	8
(2) 死因	10
4 婚姻	14
5 離婚	16
統計表	
第1表 人口動態総覧の年次推移	20
第2表 人口動態総覧(率)の年次推移	24
第3表 出生数の年次推移, 母の年齢(5歳階級)別	28
第4表 出生数の年次推移, 出生順位別	28
第5表 死亡率(人口10万対)の年次推移, 性・年齢(5歳階級)別	29
第6表 死亡数・死亡率(人口10万対), 死因簡単分類別	32
第7表 死因順位(1~5位)別死亡数・死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)別	36
第8表 人口動態総覧, 都道府県(18大都市再掲)別	42
第9表 人口動態総覧(率), 都道府県(18大都市再掲)別	44
第10表 主な死因の死亡数・死亡率(人口10万対), 都道府県(18大都市再掲)別	46
参 考	
合計特殊出生率について	48
人口動態総覧(率)の国際比較	52
分母に用いた人口	52

調 査 の 概 要

- 1 調査の目的 我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の対象及び客体 「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では平成20年に日本において発生した日本人の事象を客体とした。
- 3 調査の期間 平成20年1月1日～平成20年12月31日
- 4 調査の方法 市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統

市区町村	保健所	都道府県	厚生労働省
	保健所を 設置する市	特別区	
- 6 結果の集計 集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

<利用上の注意>

- 1 印刷公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

<p>人口動態統計速報 数値：調査票を作成した数</p> <p>集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人 (いずれも前年以前発生のもを含む) 公表：毎月(調査月の約2か月後)</p>	<p>人口動態統計月報 数値：概数</p> <p>集計客体：日本における日本人 (前年以前発生のもを除く) 公表：毎月(調査月の約5か月後)</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-left: 20px;">※：毎年(年間合計) (調査年の翌年6月)</p>	<p>人口動態統計年報 数値：確定数(概数に修正を加えたもの) 集計客体：日本における日本人 (日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生のもは別掲) 公表：毎年(調査年の翌年9月)</p>
---	--	---

※本概況は中央の破線の部分である。

- 2 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適切な場合	…
比率が微小(0.05, 0.00005未満)の場合	0.0, 0.0000
減少数(率)の場合	△

なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- 3 用語の説明
 - 自然増減：出生数から死亡数を減じたもの
 - 乳児死亡：生後1年未満の死亡
 - 新生児死亡：生後4週未満の死亡
 - 早期新生児死亡：生後1週未満の死亡
 - 死産：妊娠満12週以後の死児の出産
 - 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの
 - 合計特殊出生率：その年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人(期間合計)の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数(特殊出生率)に相当する。(実際に1人の女性が一生涯の間に生む子ども数はコーホート合計特殊出生率である。)
- 4 この概況で使用した数値は、平成19年以前は確定数である。
- 5 昭和47年以前は沖縄県を含まない数値である。昭和19～21年は資料不備のため省略した。
- 6 都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。